

令和5年12月13日
第2回次期ICT環境整備方針の在り方
ワーキンググループ
資料 3

次期ICT環境整備方針の検討 について

令和5年12月13日
文部科学省初等中等教育局

<「当面の検討事項」抜粋>

(1) 総論

- ① 1人1台端末を学校現場に導入したことによる成果と課題はどのようなものか。
- ② 上記の成果と課題を踏まえ、今後の端末更新も見据え、目指すべき教室像や、実現すべき新たな施策はどのようなものか。

○ **1人1台端末の成果と課題として以下が挙げられる。これらを踏まえ、次期整備方針で実現すべき施策を検討すべきではないか。**

- 小・中学校長の6～8割が1人1台端末の効果を認識し、活用頻度が高いほど効果の認識が高いなど、成果が出つつあるが、授業改善は道半ばであり、自治体間の格差が課題
- 格差の背景には、指導者用端末の整備不徹底や不十分な通信環境、予備機の不足といったハード面での課題がある
- また、教師のリテラシー・指導力の差や、端末利用や通信環境に係る支援体制など、ソフト面での課題もある
- 教員の働き方改革や、GIGA端末から生み出されるデータの利活用の観点からも、校務DXが重要であるが、校務におけるクラウド活用や、校務系・学習系システムの円滑な接続に課題がある
- 災害時等への対応や、誰一人取り残さない学びの保障の観点からも、GIGAスクールの環境は重要

<「当面の検討事項」抜粋>

(2) 新たなICT環境整備方針の策定等について

- ① 1人1台端末を導入した際の各自治体の調達方法・内容（購入・リース、単独調達・共同調達、保守契約や付属物品）やコストについては、どのような評価ができるか。
- ② ①の評価を踏まえ、GIGAスクール構想第2期における環境整備の方向性について、基本的な考え方はどのようなものか。（特に以下の観点には留意）
 - ・ 1人1台端末について、故障リスク等も念頭に置いた標準的な整備の在り方
 - ・ 今後の通信負荷増を視野に入れたネットワーク整備の在り方
 - ・ 上記に関する調達方法の考え方（端末買取とリース、共同調達等）
 - ・ 地方自治体の責任において確実に実施すべき事柄

購入・リースについて

(リースによる整備状況)

- 自治体数：約15%（約250自治体）
- 整備台数：約30%（約300万台）（出典：R5.8文科省調査）

(リースのメリット・デメリット)

メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的には、必要経費を一定期間で分散できるため、単年度の負担の軽減が可能 ・ 事務手続の軽減化（保険、廃棄処分等の契約を一本化することが可能）
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース料の分だけコストが割高 ・ 入札方法によっては、契約に要する時間の長期化

(端末更新での方向性)

メリット・デメリット双方あることから、自治体が実情を踏まえて購入・リースから選択可能とする方向で検討

(都道府県主導の共同調達の実施状況)

- 約半数の都道府県（24都道府県）が端末の共同調達を実施
- 半数以上の自治体が参加した共同調達は11県。共同調達を推奨したが、時間的制約等により広がりには欠けた（参考）コロナ禍による整備前倒しが求められる中、多様な自治体の要望を集約・調整することが困難な事例が見られた。

(実施目的)

- 仕様書作成等の事務コストや価格コストの軽減、自治体間の情報共有や研修共同実施等が多い。
- 実施しなかった理由としては、仕様書等のとりまとめが困難であったことや、自治体単独の調達の方が早期整備できると考えたこと等

(実施内容・方法)

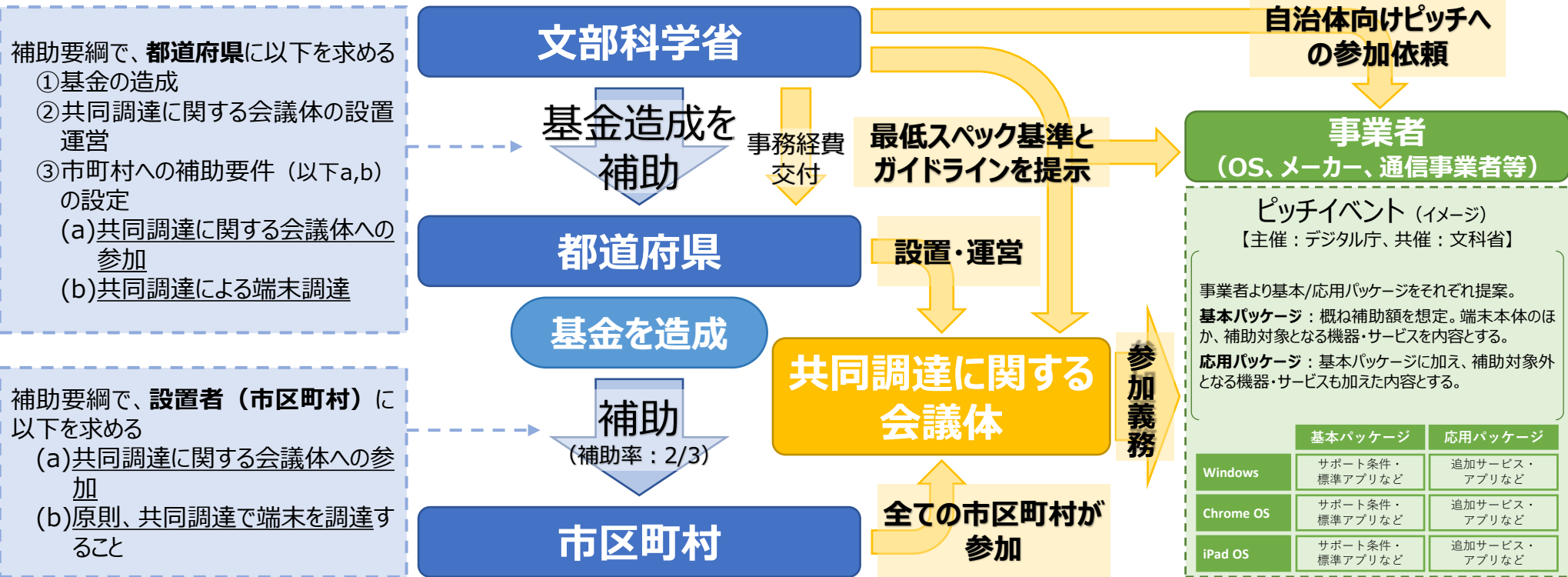
(1) 端末統一	自治体数	(2) 入札方法	自治体数	(3) 契約方法	自治体数
①参加自治体が同じ端末	6	①競争入札・最低価格	14	①購入契約	12
②OS毎に同じ	12	②競争入札・総合評価	3	②リース契約	1
③その他	6	③随意契約	7	③購入・リース混在	11

(効果)

- 半数以上の実施都道府県が、仕様書作成等の事務コスト軽減、調達不調・納入遅れ回避、情報共有・研修共同実施を効果として回答

(端末更新での方向性)

- 都道府県内広域での共同調達を強力に推進（現時点でのイメージとして、次頁参照）



共同調達の流れ (イメージ)

① 会議体の立ち上げ

都道府県及び域内の全ての市区町村で共同調達に関する会議体を立ち上げ

② 需要調査

市区町村の端末調達の需要や希望OS、オプションなどを調査

③ 共通仕様書作成

市区町村の意向を踏まえつつ、端末やオプション内容などを統一した共通仕様書を作成 (この過程でオプトアウトも発生)

④ 公告・審査・契約

共通仕様書に基づき公告実施

国のアドバイザーも適宜活用

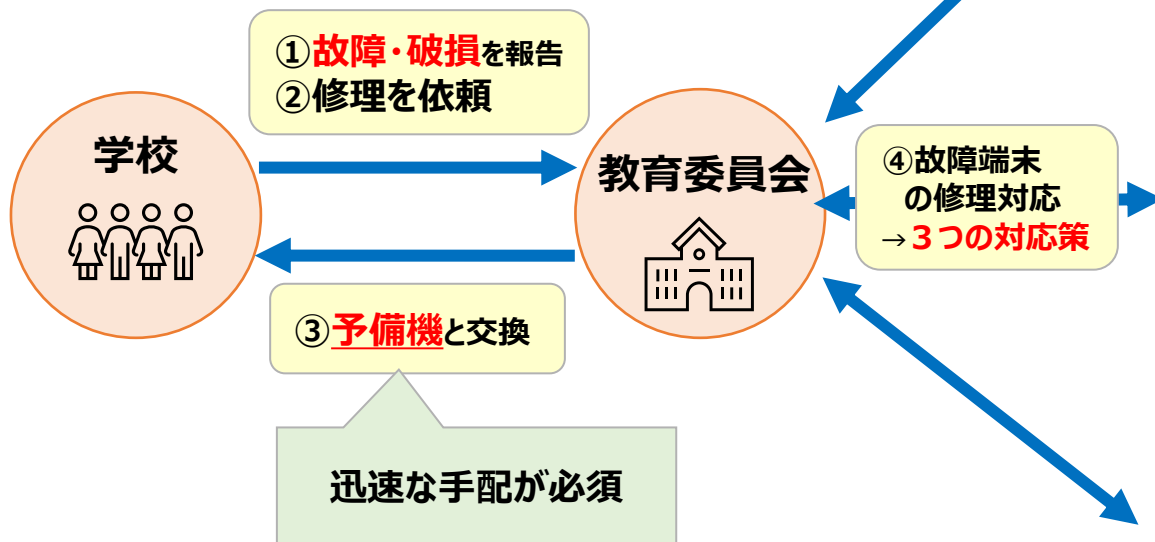
- ・国の最低スペック基準とガイドラインやピッチイベントで示されたパッケージを参照しつつ、それぞれの地域の実情に応じ、共通仕様（スペック、標準アプリ、キitting内容等）を策定
- ・国の定める理由に合致すればオプトアウト可

オプトアウトの理由

- ・高度な教育を行うため、共通仕様より高スペックの端末を導入する必要がある
- ・共同調達に参画せずとも十分に価格交渉を行うことが可能な規模がある (政令市を想定) 等

保守契約について

(端末の故障対応例)



※原則、設置者が故障対応の費用を負担するが、動産保険の保険料や故意過失による破損に伴う修理・購入に係る費用については、保護者負担の場合もあり。

④-1 : 保守

- ・ 保守会社が、「学校を訪問しその場で故障機を修理」、「故障機を引取って修理」するなどして、修理後に端末を返却。
※契約内容により対応方法や保証範囲は異なる

④-2 : 動産保険

- ・ 故障発生時に補償対象の事故等に対して、補償限度額の範囲で、保険金（修理費）を保険会社が支払う。保険金の範囲内であれば、自己負担なく修理。
※保険の適用可否については、都度保険会社が査定

④-3 : 上記によらない修理又は購入

- ・ 学校や教育委員会が、故障する度に修理業者へ修理を依頼。学校設置者が修理費用を全額負担。
- ・ 修理が困難な場合や修理費が高額となる場合に、故障端末を廃棄し、新規で端末を購入する。

(端末更新での方向性)

- 令和5年度補正予算では、端末の日常的な利活用を行っている自治体の故障率も踏まえたものとして、15%以内の予備機を整備するための経費を計上
- 第1期における故障率を踏まえ、保険等の額が上昇傾向にあるとの声もある中、子供たちの学びを止めない観点から、保守契約等は予備機を適切に配備することを前提とすることを推奨

付属物品について

(課題等)

- 例えば、タッチペン入力を前提としたデジタルドリル教材、お絵かきソフト等を導入しつつ、タッチペンを整備しなかったため、子供がドリルの漢字を指で書いているような課題のある事例もある

※ タッチペンが有用な場面例：

タイピングを習得するまでの間の手書きでの文字入力、漢字のデジタルドリル教材を通じたトメ・ハネ・ハライなどの習得、計算や図形のデジタルドリル教材における指導者による回答者の思考過程の把握（余白への書き込みを辿る）

- 端末のケースのように、故障率を下げる観点から有用な付属物品もある

(端末更新での方向性)

- 教育活動の実態も踏まえ、必要度の高い付属物品について整備を求めていく方向で検討（物品の性質によっては、備品ではなく消耗品としての整備もあり得ると想定）

ネットワーク整備について

(課題)

- 令和4年度に実施した簡易なサンプル調査によれば、速度不十分な学校が約4割
- アセスメントを実施済の自治体は約4割であり、十分な回線契約となっていない可能性

(今後の方向性等)

- 公立小中高を対象とした悉皆調査による実態把握を実施中（通信速度、通信契約等）
- 悉皆調査の結果を踏まえ、学校規模ごとの契約モデルを提示するなど、十分な通信速度が実現するよう後押し
- 令和5年度補正予算（「ネットワークアセスメント実施促進事業」）の活用等により、自治体でのアセスメント実施を促進

(端末更新における方向性)

● 国費投入に様々な条件を付すべく検討:

(検討する条件の例)

- 端末の日常的な利活用計画の策定
- 児童・生徒の1人1台端末と、その切れ目のない利活用を可能とするための十分な予備機の整備
- 1人1台の指導者用端末の確実な整備
- リユースの徹底と適切なリサイクル計画の策定
- 必要な通信帯域の確保に向けた計画の策定
- クラウド対応の教育情報セキュリティポリシーの策定
- 上記のほか、第1期の整備における課題を学校現場からヒアリング等によりしっかりと把握し、これを十分踏まえた整備を行うこと

○ 次期方針の策定に向けた具体的な論点としては、主に以下が考えられるのではないかと。

- 通信環境の改善
 - ✓ 通信契約、速度の実態を踏まえた学校規模ごとの適切な契約形態 等
- 校務系・学習系ネットワークの統合を踏まえた対応
 - ✓ 指導者用端末と校務用端末の一体化についての考え方 等
- 周辺機器
 - ✓ 大型提示装置、実物投影装置、充電保管庫等についての考え方 等
- ICT支援員等のICT支援体制
 - ✓ R4年度末のICT支援員配置状況は、地域差あり。こうした実態も踏まえた今後のICT支援体制の方向性 等

等